



⑤ 財産の差押え
 徴税吏員（町職員）には、滞納者の財産などの調査や、差押えを裁判所の令状を要さず行う権限が与えられています。町税を滞納したままであれば、財産の差押えを行い、滞納している税金に充てる手続きを進めて行きます。

⑥ 換価・充当
 差し押さえた財産を実際に滞納している税金に充てます。

早めにご相談ください



早めの相談が大切です

町税などを納期限までに納めることが困難となった方は、早めに相談ください。

災害、病気、失業や事業の経営不振など、やむを得ない理由で一時的に町税などを納期限までに納付することが困難な方については、納期限内に税務課へ連絡してください。収支の状況、生活状況などを確認した上で、納税相談に応じます。面倒臭いと後回しにしていると、滞納額が増え、差押えを受けることにより、滞納者は経済的な不利益を被るだけでなく、社会的信用も失うこととなります。そうならないためにも、早めの納税相談をお願いします。

※お問い合わせ先
 役場税務課 Tel. 7-5292

～令和4年度 町税などの納期限（令和4年11月以降）～

区分	町道民税	固定資産税	国民健康保険税
第4期分	令和4年12月28日	令和4年11月30日	—
第5期分	—	—	—
第6期分	—	—	令和4年11月30日
第7期分	—	—	令和4年12月28日
第8期分	—	—	令和5年1月31日
第9期分	—	—	令和5年2月28日
第10期分	—	—	令和5年3月31日



函館弁護士会主催すべし無料法律相談会の開催について

函館弁護士会では、弁護士が常駐していない自治体を中心に「すべし無料法律相談会」を実施しています。函館弁護士会所属弁護士が、相続や離婚、金銭トラブルなど、法律に関することについて相談に応じますので、ぜひご利用ください。

○日時

令和4年11月22日（火）
 午後1時から午後4時まで

○場所

中央公民館

○担当弁護士

平井 喜一 弁護士

○所属
 （函館弁護士会所属）

○事前予約

相談を希望される方は事前の予約が必要となります。

【定員6名 先着順】

○予約受付期間

令和4年11月18日（金）まで
 （受付時間…土・日曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）

○その他

予約者がいない場合、相談会は中止となります。

※予約・お問い合わせ先

役場総務・防災課
 Tel. 7-2111